

居住費・食費の利用者負担に関する資料

目 次

- | | |
|----------------------------------|---|
| 1. 居住費・食費の利用者負担のガイドラインについて(案)··· | 1 |
| 2. 施設給付の見直しに伴う低所得者対策について··· | 3 |

居住費・食費の利用者負担のガイドラインについて（案）

- 保険外となる居住費や食費については、事業者と利用者の契約を基本としつつ、適正な契約の確保や利用者保護の観点、さらに、低所得者対策として介護保険制度から補足給付が行われることから、国会審議等においても一定のガイドラインを示すことが求められている。ガイドラインに盛り込む項目としては次のような事項が考えられるがどうか。

1. 適正手続きの確保

- 利用者又はその家族に対する書面による事前の説明
- 利用者の書面による同意
- 居住費、食費の具体的な内容、金額の設定・変更等に関する運営規程への記載及び施設内等への掲示 等

2. 利用者から徴収する居住費、食費の範囲

(1) 居住費

- 利用者から徴収する居住費の範囲は、居住環境の違い（個室、準個室、多床室）に応じて以下を基本とし、具体的には施設と利用者との契約により定めることとしてはどうか。

ユニット型個室、ユニット型準個室、従来型個室

：室料及び光熱水費相当

多床室 : 光熱水費相当

- 水準設定に当たっての勘案事項は次のとおりとしてはどうか。

- ・当該施設における建設費用（修繕・維持費用等を含む（※））、光熱水費等の平均的な水準

※公的助成の有無についても勘案すること。

- ・近隣の類似施設の家賃、光熱水費の平均的な水準 等

(2) 食費

- 利用者から徴収する食費の範囲は、食材料費及び調理に係る費用相当を基本とし、具体的には施設と利用者の契約により定めることとしてはどうか。

3. 特別な室料等との関係

- 特別な室料(利用者の選定に基づく特別な居室等の提供に係る追加的費用)や特別な食費(利用者の選定に基づく特別な食事の提供に係る追加的費用)については、これまでも一定の要件を満たした場合、利用者から徴収することが可能となっていたところである。
- これまで、保険給付の対象とされてきた居住費、食費を保険外負担とすることに伴い、特別な室料や特別な食費の徴収については、現行の要件を満たすことに加え、さらに、一般の居住費、食費に対する「追加的費用」であることを明確化した上で徴収するものとしてはどうか。

(追加的費用の例)

特別な室料：利用者の特別な希望に基づく居住環境（占有面積、立地条件、景観、インターネット接続等の利便性等）

特別な食費：利用者の特別な希望に基づくメニュー、食材等

施設給付の見直しに伴う低所得者対策について

I 補足給付の創設

- 施設における食費、居住費については保険給付の対象外（利用者負担）とするが、低所得の方々にとって過重な負担とならないよう、負担上限を設け、介護保険制度において補足給付を行う仕組み（「特定入所者介護サービス費」）を導入する。

<対象者>

- ・介護保険3施設（ショートステイ含む）の利用者のうち、利用料負担段階が第1段階から第3段階（市町村民税世帯非課税世帯以下）に該当する者

<補足給付の給付額>

- ・食費、居住費のそれぞれについて、
 - ① 施設における平均的な費用を勘案して定める「基準費用額」、
 - ② 低所得者の所得の状況等を勘案して定める「負担限度額」、を設定。
 - ・「基準費用額」と「負担限度額」の差額を「特定入所者介護サービス費」として給付。
- (※) 施設において設定している食費、居住費が基準費用額を下回る場合は、当該額との差額を給付。施設が負担限度額を超えて、低所得者から利用者負担を徴収した場合は、補足給付の対象としない。

(参考) 補足給付の仕組み～居住費（ユニット型個室）に係る補足給付の例～

基準費用額 (施設における居住費の平均的な費用を勘案して定める額)	補足給付	補足給付	補足給付
	利用者負担 2.5万円	利用者負担 2.5万円	利用者負担 5.0万円
負担限度額2.5-5.0万円 (低所得者の所得の状況等を勘案して定める額)			

第1段階 第2段階 第3段階

II 社会福祉法人による利用者負担減免の運用改善

- 利用者負担第3段階のうち所得の低い層についても対象となるよう、現行の社会福祉法人による利用者負担軽減措置の運用について、収入要件を150万円に引き上げる方向で検討を行う。
- なお、税制改正（個人住民税における高齢者の非課税措置の廃止）により、平成18年度から利用者負担段階が上昇する方については、地方税法上の取扱いを勘案し、介護保険においても2年間の経過措置を講ずる。このうち、利用者負担段階が1段階上昇する方については、社会福祉法人による利用者負担軽減措置による対応について検討を行う。